

## 神奈川県意思決定支援実践研修事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、意思決定支援実践研修事業費補助（以下「補助事業」という。）の実施について、神奈川県意思決定支援実践研修事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 要綱第2条第2号の利用者には、補助対象期間中にグループホーム等へ地域生活移行をした利用者を含むものとする。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象は県内障害者支援施設のうち、次の施設を除くものとする。

- ・ 県立中井やまゆり園
- ・ 県立さがみ緑風園
- ・ 横浜市立松風学園
- ・ 県立施設のうち県からの指定管理費により意思決定支援担当を配置している施設

### (補助額の算出方法等)

第4条 要綱の第4条及び別表1に規定する補助対象経費については次のとおりとする。

- ・ 代替職員の人件費：給与、通勤手当その他代替職員の勤務に必要な経費
- ・ 時間外勤務に係る経費：要綱第2号様式に記載されたサービス管理責任者・生活支援員（以下「研修参加者」という。）が実践研修のために要した時間外労働及び研修参加者の実践研修の時間中に、代替で勤務した職員（上記「代替職員」を除く）の経費

### (補助金の交付決定及び通知)

第5条 知事は、要綱第5条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき交付決定し、規則第6条の規定に基づき意思決定支援実践研修事業費補助金交付決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

### (変更等承認決定及び通知)

第6条 知事は、要綱第8条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、意思決定支援実践研修事業費補助金変更（中止、廃止）承認決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の変更交付決定及び通知)

第7条 知事は、要綱第8条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、規則第4条の規定に基づき交付決定し、規則第6条の規定に基づき意思決定支援実践研修事業費補助金変更交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、規則第4条及び第6条の規定に基づき行った交付決定の額(要綱第8条に基づく変更交付決定を行った場合はその額)と確定額が相違する場合は、意思決定支援実践研修事業費補助金額確定通知書(第4号様式)により通知する。

(関係所属)

第9条 事業所管課長は前条までにおける審査を実施するにあたり、県の施策との整合の確認や、専門的な知見による意見を要するときは、必要に応じて関係課、意思決定支援専門アドバイザー等に意見を求めることができる。

(変更届)

第10条 要綱第12条に規定する変更届は意思決定支援実践研修事業費補助金変更届(第5号様式)により届け出るものとする。

2 要綱第12条(3)のうち人数の変動等により補助上限額又は補助額が変動する場合は、本要領第6条、第7条の規定によるものとする。

(現地調査等)

第11条 知事は、要綱第10条に規定する報告書の内容及び第14条に規定する状況調査に関して、必要と認める場合は現地で調査を実施することができる。

(個人情報等)

第12条 要綱別紙2に規定する個人情報承諾書について、事業において個人名を使用する場合、交付申請後の提出を認める。なお、個人の特定ができないように加工した上で必要な書類を提出する場合、個人情報承諾書は不要とする。

(ヒアリングシート等)

第13条 要綱別表2に規定する利用者のヒアリングシートについて、申請した施設の独自様式によるアセスメントシート等での提出をもって、提出したものと見なすことができる。ただし次の項目が記載されているもので、県と事前に協議したものに限る。

・独自様式によるアセスメントシート等に必要項目

- ・利用者氏名
- ・作成日、作成者氏名
- ・利用者の望む生活（本人の意思、家族の意向）
- ・基本情報（生年月日、援護地、現居住地、主たる障害、療育手帳の有無と種類、その他手帳の有無と種類、障害基礎年金額、その他収入額、障害支援区分）
- ・現在の支援目標（サービス等利用計画、個別支援計画）
- ・生活史（出生時～学齢期、学齢期以降、障害福祉サービス等の利用状況）
- ・生活環境（現在の生活環境、日中の過ごし方、必要な環境への配慮、医療情報等）
- ・家族関係（家族構成（ジェノグラム）主たる家族等氏名・続柄、成年後見人の氏名・類型
- ・社会関係図（エコマップ、友達）
- ・ADL（食事、排せつ、睡眠、入浴、整容、更衣、移動、起居・移乗）
- ・IADL（食事の準備、買物、掃除、洗濯、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用、電話の使用、書類の記入、趣味、余暇活動）
- ・手掛かり・ヒアリングエピソード（出生時～学齢期、学齢期以降の自宅、学校など障害福祉サービス利用時以外のエピソード、以前利用していた障害福祉サービス利用時のエピソード、現在利用している障害福祉サービス利用時のエピソード）
- ・エピソードから把握した好き、喜び、楽しみに関すること
- ・エピソードから把握した嫌い、苦手、不快に関すること
- ・エピソードから把握した意思能力・表現方法等（主張、拒否、柔軟性、言語的理解、視覚的理解、表情、言語、表現(表情・言語以外)、コミュニケーション手段、言葉等への反応)
- ・エピソードから推定されるご本人の意思（望む生活）

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月19日から施行する。

第1号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年度意思決定支援実践研修事業費補助金交付決定通知書

福子総第 号

令和 年 月 日

法人名

代表者 職 氏名 様

神奈川県知事 黒岩 祐治 印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度意思決定支援実践研修事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

- 1 補助事業名 意思決定支援実践研修事業費補助
- 2 補助金額 ●●●円
- 3 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容及び補助事業の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業ごとに20%以内の減額変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算額を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反

したとき

- (6) この補助事業は、交付決定通知及び事業実績報告書（第5号様式）に基づき、補助事業終了後精算交付するものとします。
  - (7) その他、規則及び意思決定支援実践研修事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
- 4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に要綱の別表2に定める書類を添えて、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければなりません。また、この際に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなき場合は、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。この精算の結果、補助金に残額が生じた場合は、速やかに返還しなければなりません。
  - 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を10年間保管しなければなりません。また、保存期間が終了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
  - 6 要綱第12条に規定する届出事項の変更をした場合は、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
  - 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができます。
  - 8 規則の定めにより知事に提出する書類の部数は一部とします。

問合せ先

福祉子どもみらい局 共生推進本部室



電話 045-285-0554（直通）

F A X 045-210-8854

※内容に応じて適時修正すること

第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

意思決定支援実践研修事業費補助金変更（中止、廃止）承認決定通知書

福子総第 号  
令和 年 月 日

法人名

代表者 職 氏名 様

神奈川県知事 黒岩 祐治 印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度意思決定支援実践研修事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請については、次のとおり変更（中止、廃止）を承認しましたので、要領第5条の規定により通知します。

- 1 補助事業名 意思決定支援実践研修事業費補助
- 2 変更（中止、廃止）内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

問合せ先

福祉子どもみらい局 共生推進本部室



電話 045-285-0554（直通）

F A X 045-210-8854

第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年度意思決定支援実践研修事業費補助金変更交付決定通知書

福子総第 号

令和 年 月 日

法人名

代表者 職 氏名 様

神奈川県知事 黒岩 祐治 印

令和 年 月 日付けで変更交付申請のありました令和 年度意思決定支援実践研修事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり変更交付決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助事業名 意思決定支援実践研修事業費補助

2 変更補助金額 ●●円

3 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容及び補助事業の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業ごとに20%以内の減額変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算額を徴収することがあります。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
  - イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内

容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき

- (6) その他、規則及び意思決定支援実践研修事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
- 4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に要綱の別表2に定める書類を添えて、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日または知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければなりません。また、この際に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなきときは、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。この精算の結果、補助金に残額が生じた場合は、速やかに返還しなければなりません。
- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を10年間保管しなければなりません。また、保存期間が終了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 6 要綱第12条に規定する届出事項の変更をした場合は、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができます。
- 8 規則の定めにより知事に提出する書類の部数は一部とします。

問合せ先

福祉子どもみらい局 共生推進本部室



電話 045-285-0554 (直通)

F A X 045-210-8854

※内容に応じて適時修正すること

第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年度意思決定支援実践研修事業費補助金額確定通知書

福子総第 号  
令和 年 月 日

法人名

代表者 職 氏名 様

神奈川県知事 黒岩 祐治 印

令和 年 月 日福子第●●号で交付決定した令和 年度意思決定支援実践研修事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第13条の規定により次のとおり額の確定をしたので、要領第8条の規定により通知します。

- 1 補助事業名 意思決定支援実践研修事業費補助
- 2 確定補助金額 ●●円

問合せ先

福祉子どもみらい局 共生推進本部室

●●

電話 045-285-0554（直通）

F A X 045-210-8854

※内容に応じて適時修正すること

第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

神奈川県知事 様

所在地  
届出者  
代表者

変更届

下記の通り意思決定支援実践研修事業費補助に関して変更されたので届け出ます。

変更前	変更後	変更事由発生日	変更理由

※上記変更については別紙とすることも可

【本件責任者及び担当者】

	職・氏名	電話番号	メールアドレス
責任者			
担当者			

※上記責任者等を記載の場合は押印不要